

# 平成30年度自己点検表

## 【 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 】

記入年月日	平成 年 月 日
事業所名	
指定サービス 指定有効期限	指定訪問看護 (指定有効期限:平成 年 月 日) 指定介護予防訪問看護 (指定有効期限:平成 年 月 日)
介護保険事業所番号	3 5
記入者	(職名) (氏名)
連絡先電話番号	

**<自己点検に当たっての留意事項>**

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「非該当」の部分に○印をしてください。
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないよう場合)は、「いいえ」に○印をしてください。
- (3) 該当のない項目については、チェック不要です。
- (4) 県の実地指導の際、事業所の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます。

- ◎ 提出期限 …… 平成30年7月31日(火)必着
- ◎ 提出先等 …… 管轄の健康福祉センター保健福祉・総務室に1部提出すること
- ◎ その他 …… 可能な限り、両面コピー(長辺とじ)により提出すること

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
居留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予解	→ =居解
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第35号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第82号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第36号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第83号)



## 第2 設備基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 設備に関する基準	・ 利用申込みの受付、相談等の事業の運営を行うための必要な広さの区画を有しているか。(面積要件なし)	はい・いいえ	条例35第22条第1項(居基第62条第1項) 条例36第22条第1項(予基第65条第1項) 居解第3の三の2 予解第4の一
	・ (介護予防)訪問看護に必要な設備及び備品等を備えているか。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 例)滅菌器、手洗い場、洗濯機、必要な物品(消毒液等)の保管箇所、訪問看護用携帯品(訪問カバン)	はい・いいえ	

## 第3 運営基準

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>・ (介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、利用者又は家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容</p> <p>① 運営規程の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針</li> <li><input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li><input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間</li> <li><input type="checkbox"/> 内容及び利用料その他の費用の額</li> <li><input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法</li> </ul> <p>② その他の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制</li> <li><input type="checkbox"/> 事故発生時の対応</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情処理の体制</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p> <p>全てが盛り込まれていなくても可</p>	<p>条例35第24条【準用第8条】 (居基第74条(準用第8条))</p> <p>条例36第24条【準用第18条】 (予基第74条(準用第49条の2))</p> <p>①説明状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 全員に説明済み</li> <li><input type="checkbox"/> 一部に未終了(未終了者 人)</li> <li><input type="checkbox"/> 説明未済</li> </ul> <p>②同意状況(書面同意が望ましい)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 契約書による同意</li> <li><input type="checkbox"/> 重要事項説明書による同意</li> <li><input type="checkbox"/> 別途同意書による同意</li> <li><input type="checkbox"/> 口頭同意のみ</li> <li><input type="checkbox"/> その他 ( )</li> </ul>
2 提供拒否の禁止	<p>・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (特に要介護度や所得の多寡を理由に拒否していないか。)</p> <p>※提供拒否の正当な理由</p> <p>① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	はい・いいえ	<p>条例35第24条【準用第9条】 (居基第74条(準用第9条))</p> <p>条例36第24条【準用第18条の2】 (予基第74条(準用第49条の3))</p>
3 受給資格等の確認	・ 利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか。	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第12条第1項】 (居基第74条(準用第11条第1項))</p> <p>規則83第55条【準用第39条の6第1項】 (予基第74条(準用第49条の5第1項))</p>
	・ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか	はい・いいえ ・非該当	<p>規則82第54条【準用第12条第2項】 (居基第74条(準用第11条第2項))</p> <p>規則83第55条【準用第39条の6第2項】 (予基第74条(準用第49条の5第2項))</p>

4 要介護認定等の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護(要支援)認定を受けていない利用者に対しては、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第13条第1項】 (居基第74条(準用第12条第1項)) 規則83第55条【準用第39条の7第1項】 (予基第74条(準用第49条の6第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときには、要介護(要支援)認定等の有効期間が終了する30日前には、更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第13条第2項】 (居基第74条(準用第12条第2項)) 規則83第55条【準用第39条の7第2項】 (予基第74条(準用第49条の6第2項))
5 心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護(介護予防)支援事業者等が開催するサービス担当者会議等により、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況の把握に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第14条】 (居基第74条(準用第13条)) 規則83第55条【準用第39条の8】 (予基第74条(準用第49条の7))
6 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護の提供に当たっては、居宅介護(介護予防)支援事業者等との密接な連携に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第47条第1項(居基第64条第1項) 規則83第48条第1項(予基第67条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第47条第2項(居基第64条第2項) 規則83第48条第2項(予基第67条第2項)
7 身分を証する書類の携帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは提示しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第19条】 (居基第74条(準用第18条)) 規則83第55条【準用第39条の13】 (予基第74条(準用第49条の12)) 居解第3の三の3の(7)(準用第3の一の3の(8))
8 サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第20条第1項】 (居基第74条(準用第19条第1項)) 規則83第55条【準用第39条の14第1項】 (予基第74条(準用第49条の13第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護を提供した際には、提供日及び具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第20条第2項】 (居基第74条(準用第19条第2項)) 規則83第55条【準用第39条の14第2項】 (予基第74条(準用第49条の13第2項))
9 利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割又は2割相当額の支払を受けているか。(利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認)</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第48条第1項(居基第66条第1項) 規則83第49条第1項(予基第69条第1項) 居解第3の三の3の(2)の① (参照第3の三の1の(10)の①)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスとそうでないサービスの場合の利用料の額に不合理な差額を設けていないか。(1時間30分以上の長時間看護等、全額自費負担の場合等)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第2項(居基第66条第2項) 規則83第49条第2項(予基第69条第2項)

9 利用料等の受領 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。</li> <li><input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等運営規程に定めたもの。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第3項(居基第66条第3項) 規則83第49条第3項(予基第69条第3項) 居解第3の三の3の(2)の① (参照第3の三の1の(10)の③)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第48条第4項(居基第66条第4項) 規則83第49条第4項(予基第69条第4項) 第3の三の3の(2)の① (参照第3の三の1の(10)の④)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載されているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第8条】 (居基第74条(準用第8条)) 条例36第24条【準用第18条】 予基第74条(準用第49条の2)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者等に領収証を交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	法第41条8項 法第53条7項(準用第41条8項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額を区分して記載しているか。(その他の費用についてはそれぞれ個別の費用毎に区分されていることが必要)</li> </ul>	はい・いいえ	居施行規則第65条 予施行規則第85条(準用第65条)
10 保険給付の請求のための証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問看護に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第22条】 (居基第74条(準用第21条)) 規則83第55条【準用第40条の2】 (予基第74条(準用第50条の2))
11 (介護予防)訪問看護の基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第49条第1項(居基第67条第1項) 規則83第50条第1項(予基第75条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか。</li> <li>* サービス自己評価の方法( )</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第49条第2項 (居基第67条第2項(法第73条第1項)) 規則83第50条第2項 (予基第75条第2項(法第115条の3第1項))
12 (介護予防)訪問看護の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第2号 (居基第68条第1項第2号) 規則83第51条第1項第3号 (予基第76条第1項第7号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第3号 (居基第68条第1項第3号) 規則83第51条第1項第4号 (予基第76条第1項第8号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な看護等を行っていないか。</li> <li><input type="checkbox"/> 広く一般に認められていない看護等を行ってはならない。 例) 加持祈祷等の医療行為とは認められないもの。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第50条第1項第5号 (居基第68条第1項第5号) 規則83第51条第1項第5号 (予基第76条第1項第9号)

13 主治の医師との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理をしているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第1項(居基第69条第1項) 規則83第52条第1項(予基第77条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第2項(居基第69条第2項) 規則83第52条第2項(予基第77条第2項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>主治の医師に(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、指定(介護予防)訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第51条第3項 (居基第69条第3項) 規則83第52条第3項、第53条第1項、第6項 (予基第76条第1項第2号、第11号、第77条第3項)
14 (介護予防)訪問看護計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)訪問看護計画書を作成しているか。 <input type="checkbox"/> 計画書は平成30年4月から新たに示された様式を標準として作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第1項(居基第70条第1項) 規則83第53条第1項(予基第76条第1項第2号) 居解第3の三の3の(5)の②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護計画書は、居宅(介護予防)サービス計画の内容に沿ったものか。 <input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護計画書作成後に居宅(介護予防)サービス計画が作成された場合にも内容を確認し、必要に応じて変更しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第2項(居基第70条第2項) 規則83第53条第2項(予基第76条第1項第3号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、(介護予防)訪問看護計画書を作成した際には、利用者又はその家族に対してその内容等について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> 計画書への署名又は押印 <input type="checkbox"/> 口頭による説明及び同意(記録が必要) <input type="checkbox"/> その他( )</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第3項(居基第70条第3項) 規則83第53条第3項(予基第76条第1項第4号) 居解第3の三の3の(5)の③、⑤
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであることを説明し、利用者の同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の三の3の(5)の⑤
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第4項(居基第70条第4項) 規則83第53条第4項(予基第76条第1項第5号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(モニタリング)を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第5項(予基第76条第1項第10号)

14 (介護予防)訪問看護計画書の作成(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第8項(予基第76条第1項第13号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成している指定居宅介護事業者(指定介護予防支援事業所)から(介護予防)訪問看護計画の提供の求めがあった際には、(介護予防)訪問看護計画書を提供することに協力するよう努めているか。</li> </ul>	はい・いいえ	居解第3の三の3の(5)の⑪ (準用第3の一の3の(13)の⑥) 予解第4の三の2の(2)の⑥
15 (介護予防)訪問看護報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。※当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。 <input type="checkbox"/> 報告書は平成30年4月から新たに示された様式を標準として作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第52条第5項(居基第70条第5項) 居解第3の三の3の(5)の⑦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者ごとに、初回訪問時等に把握した利用者の基本的な情報、主治医などを記入する記録書(以下「記録書Ⅰ」という。)及び訪問ごとに記入する記録書(以下「記録書Ⅱ」という。)を作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録書Ⅰには、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、現病歴、既往歴、療養状況、介護状況、生活歴、主治医等の情報、家族等の緊急時の連絡先、担当の介護支援専門員名、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記入しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月30日老企第五五号)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録書Ⅱには、訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーションの内容等必要な事項を記入しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の三の3の(5)の⑧
	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、計画書及び報告書の作成に当たって、訪問看護サービス開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(4)の⑤ 予留第二の3の(4)の⑤
	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等(准看護師を除く。)は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告しているか。また当該報告書について主治の医師に定期的に提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則83第53条第6項(予基第76条第1項第11号)

16 同居家族へのサービス提供の禁止	・ 看護師等の同居の家族である利用者に対してサービスの提供をさせていないか。	はい・いいえ	規則82第53条(居基第71条) 規則83第54条(予基第70条)
17 緊急時等の対応	・ 看護師等は、現に指定(介護予防)訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。 * 対応マニュアルの作成 (有・無)	はい・いいえ	条例35第23条(居基第72条) 条例36第23条(予基第71条)
18 管理者の責務	・ 管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	はい・いいえ	規則82第54条【準用第36条第1項】 (居基第74条(準用第52条)) 規則83第55条【準用第37条第1項】 (予基第74条(準用第52条))
19 運営規程	・ 次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	規則82第44条(居基第73条) 規則83第45条(予基第72条)
20 勤務体制の確保等	・ 指定訪問看護事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	はい・いいえ	規則82第54条【準用第5条第1項】 (居基第74条(準用第30条第1項)) 規則83第55条【準用第37条の2第1項】 (予基第74条(準用第53条の2第1項)) 居解第3の三の3の(7) (準用第3の一の3の(20)の①) 予解第4の一(準用第3の一の3の(20)の
	・ 職員に派遣労働者はいないか。 <input type="checkbox"/> 労働者派遣法(昭和60年法律第88号)に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならない。	はい・いいえ	居解第3の三の3の(7)の② 予解第4の一 (準用第3の三の3の(7)の②)
	・ 職員の労働時間を適正に把握するため、職員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し記録しているか。 * 確認及び記録の方法 <input type="checkbox"/> 使用者自ら現認し記録 <input type="checkbox"/> タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録により確認し記録 <input type="checkbox"/> 自己申告による記録 → 実際の労働時間と合致しているかの実態調査 (有・無) 調査頻度:年 回 確認方法:	はい・いいえ	労働基準法 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29.1.20厚生労働省策定)

21 研修機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第5条第3項】 (居基第74条(準用第30条3項)) 規則83第55条【準用第37条の2第3項】 (予基第74条(準用第53条の2第3項))</p>
22 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定訪問看護(介護予防訪問看護)事業者は、訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。また、設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</li> <li>* 確認例 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年1回は健康診断を実施( 全員 ・ 一部 ・ 無 )</li> <li><input type="checkbox"/> 感染対策マニュアルの作成</li> <li><input type="checkbox"/> 感染予防に関する研修の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 手指洗浄設備の設置</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の清掃、保管、消毒の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 連続して訪問を行う場合の替えのエプロンの用意 等</li> <li><input type="checkbox"/> 使い捨て用品の使用、及びその使用後の処分の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 消毒液の保有及び適切な交換</li> <li><input type="checkbox"/> 清潔・不潔の別の徹底</li> </ul> </li> </ul>	はい・いいえ	<p>条例35第24条【準用第10条】 (居基第74条(準用第31条)) 条例36第24条【準用第18条の3】 (予基第74条(準用第53条の3)) 居解第3の三の三の(7) (準用第3の一の3の(21)) 予解第4の一 (準用第3の一の3の(21))</p>
23 掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用申込者の選択に資すると認められる事項を掲示しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	<p>規則82第54条【準用第29条】 (居基第74条(準用第32条)) 規則83第55条【準用第43条の2】 (予基第74条(準用第53条の4))</p>
24 秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の従業員及び従業員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。</li> <li>* 措置の内容( )</li> <li>* 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを確認しているか ( 有 ・ 無 )</li> <li>・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。また、利用目的を特定して了承を得ているか。</li> <li>* 同意文書の有無 ( 有 ・ 無 ) <ul style="list-style-type: none"> <li>※重要事項説明書等により包括同意がとれていれば可</li> </ul> </li> <li>* 本人の同意 ( 有 ・ 無 ) ※本人の個人情報を用いる場合</li> <li>* 家族の同意 ( 有 ・ 無 ) ※家族の個人情報を用いる場合</li> <li>* 利用目的の特定 ( 有 ・ 無 )</li> </ul>	はい・いいえ	<p>条例35第24条【準用第11条】 (居基第74条(準用第33条第1、2項)) 条例36第24条【準用第18条の4】 予基第74条(準用第53条の5第1、2項)</p> <p>規則82第54条【準用第30条】 (居基第74条(準用第33条第3項)) 規則83第55条【準用第43条の3】 (予基第74条(準用第53条の5第3項))</p>

25 広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所についての広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第31条】 (居基第74条(準用第34条)) 規則83第55条【準用第43条の4】 (予基第74条(準用第53条の6))
26 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益提供の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第32条】 (居基第74条(準用第35条)) 規則83第55条【準用第43条の5】 (予基第74条(準用第53条の7))
27 苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者またはその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</li> <li>* 苦情相談窓口の設置 (有・無)</li> <li>* 苦情相談窓口担当者 ( )</li> </ul>	はい・いいえ	条例35第24条【準用第12条第1項】 (居基第74条(準用第36条第1項)) 条例36第24条【準用第18条の5第1項】 (予基第74条(準用第53条の8第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者またはその家族に知らせるとともに、事業所に掲示しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 連絡先:①事業所窓口、②市町、③国保連</li> </ul>	はい・いいえ	居解第3の三の3の(7) (準用第3の三の1の(25)の①)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録しているか。</li> <li>※市町又は国保連から求めがあれば、改善状況を報告する必要がある。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第12条第2項】 (居基第74条(準用第36条第2項)) 条例36第24条【準用第18条の5第2項】 (予基第74条(準用第53条の8第2項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第3の三の3の(7) (準用第3の三の1の(25)の②)
28 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</li> <li>* 事故対応マニュアルの作成 (有・無)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第14条第1項】 (居基第74条(準用第37条第1項)) 条例36第24条【準用第18条の7第1項】 (予基第74条(準用第53条の10第1項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の状況及び処置について記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	条例35第24条【準用第14条第2項】 (居基第74条(準用第37条第2項)) 条例36第24条【準用第18条の7第2項】 (予基第74条(準用第53条の10第2項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。</li> <li>* 損害賠償保険への加入 (有・無)</li> <li>* 保険会社名 ( )</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	規則82第54条【準用第10条】 (居基第74条(準用第37条第3項)) 規則83第55条【準用第39条の4】 (予基第74条(準用第53条の10第3項))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居解第三の3の(7)(準用第三の1の(27)の③) 予解第四の一

29 会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 具体的方法は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計の取扱について」</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第54条【準用第34条】(居基第74条(準用第38条)) 規則83第55条【準用第43条の7】(予基第74条(準用第53条の11)) 平成13年3月28日老振発第18号 平成24年3月29日老高発0329第1号
30 記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第45条第1項(居基第73条の2第1項) 規則83第46条第1項(予基第73条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。(介護給付費請求書等の保管期限は5年)</li> <li><input type="checkbox"/> 主治医による指示の文書</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護計画書</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護報告書</li> <li><input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容等の個人別記録</li> <li><input type="checkbox"/> 市町への通知に係る記録</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録</li> <li><input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>	はい・いいえ	規則82第45条第2項(居基第73条の2第2項) 規則83第46条第2項(予基第73条第2項) 介護給付費請求書等の保管について(H13事務連絡)  ※市町への通知(居基:第26条・予基:第50条の3に規定する通知をいう。)

#### 第4 変更の届出等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に県へ届け出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の名称及び所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の平面図</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所並びに免許証の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 運営規程</li> <li>※ 運営規程のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の場合は都度の届出は要しない。4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、「管理者」の変更でない場合に、4月1日の配置状況を4月末までに届け出れば可。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該申請に係る事業に係る居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>介護報酬算定に係る加算体制の追加をしようとする場合は、変更しようとする月の前月15日までに提出しているか。</li> </ul>	はい・いいえ	法第75条 法第115条の5 施行規則第131条第1項第3号 施行規則140条の22第1項第3号

第5 介護給付費の算定

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令									
1 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の額は、介護報酬の告示上の額が算定されているか。「介護給付費単位数表」※施設入所者の外泊期間は算定不可(病院・診療所も同じ)</li> </ul>	はい・いいえ	居費一、二、三 予費一、二、三									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の額は、事業所が所在する地域区分及び1単位の単価×「介護給付費単位数表に定める単位数」の金額となっているか。 【山口県地域区分・1単位の単価】</li> </ul> <table border="1" data-bbox="497 395 1379 523"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>地域</th> <th>1単位の単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七級地</td> <td>周南市</td> <td>10.21円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>周南市以外の地域</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域は、平成30年4月1日において当該地域にかかる名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。</p>	地域区分	地域	1単位の単価	七級地	周南市	10.21円	その他	周南市以外の地域	10円	はい・いいえ	
	地域区分	地域	1単位の単価									
	七級地	周南市	10.21円									
その他	周南市以外の地域	10円										
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算しているか。</li> </ul>	はい・いいえ											
<ul style="list-style-type: none"> <li>通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料及び精神科訪問看護基本療養費に係る訪問看護の利用者を除く。)に対して、その主治の医師の指示(指定(介護予防)訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示)及び(介護予防)訪問看護計画に基づき、(介護予防)訪問看護を行っているか。 「厚生労働大臣が定める疾病等」 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 平成27厚生省告示第94号										
2 所要時間の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要時間については、現に要した時間でなく、(介護予防)訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。(実際のサービス内容・提供時間と(介護予防)訪問看護計画に乖離はないか。)</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね2時間未満の間隔の場合、それぞれの所要時間を合算する。(20分未満の訪問及び利用者の状態の変化等による緊急の訪問看護を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 1人の看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)が訪問看護を行った後、引き続き別の看護職員が訪問看護を行った場合は、所要時間を合算する。(准看護師が含まれば減算。)</li> <li><input type="checkbox"/> 引き続き別の職員が訪問看護を行う場合であっても、他の職種(看護職員又は作業療法士等)が行う訪問看護であれば、それぞれ算定できる。</li> </ul>	はい・いいえ	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(3) 予留第二の3の(3)									

3 20分未満の(介護予防)訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>20分未満の訪問は、日中等の訪問における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提としている。訪問計画上、20分未満の訪問のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む設定としているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算の届出をしていることが必要。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(3) 予留第二の3の(3)
4 准看護師による(介護予防)訪問看護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>准看護師が訪問看護・介護予防訪問看護を行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 居宅サービス計画上、准看護師の訪問が予定されている場合で、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問するとき、又は保健師又は看護師の訪問が予定されている場合で、事業所の事情により准看護師が訪問するときを含む。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(8) 予留第二の3の(7)
5 理学療法士等による(介護予防)訪問看護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士等が1日に2回を超えて訪問看護・介護予防訪問看護を行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li>理学療法士等による(介護予防)訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。</li> <li><input type="checkbox"/> 言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師(昭和23年法律第203号)の規定に関わらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限られる。</li> <li>※言語聴覚士法第42条(抄)医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注1 予費別表の2の注1 居留第二の4の(4) 予留第二の3の(4)
6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う訪問看護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称及び住所等をあらかじめ届け出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算の届出をしていることが必要。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注2 居留第二の4の(5)

7 同一建物等に居住する利用者への(介護予防)訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合を除き、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 当該建物の一階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合、同一敷地内の別棟や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合等が該当。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注6 居留第二の4の(12) (参照居留第二の2の(15)) 予費別表の2の注5 予留第二の3の(11) (参照予留第二の2の(4))
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合であって、当該建物に居住する利用者が1月当たり50人以上である場合のものについて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」 上記に同じ。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。</li> <li><input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。)</li> <li><input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護事業所と同一敷地内に複数の建物がある場合は、建物ごとの利用者数による。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者に対して(介護予防)訪問看護を行う場合は、当該建物に居住する利用者が1月当たり20人以上であるものについて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。</li> <li><input type="checkbox"/> 1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値。(少数点以下切り捨て。)</li> <li><input type="checkbox"/> 同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	

8 早朝・夜間・深夜加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早朝又は夜間及び深夜に訪問看護を行った場合は、所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 早朝:午前6時～午前8時(基本単位数×1.25)</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間:午後6時～午後22時(基本単位数×1.25)</li> <li><input type="checkbox"/> 深夜:午後22時～午前6時(基本単位数×1.50)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注3 予費別表の2の注2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 対象時間帯のサービス提供時間のごくわずかである場合は算定できない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(9) (参照居留第二の2の(12)) 予留第二の3の(9)
9 複数名訪問加算 (I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の要件を満たして、1回につき254単位(所要時間30分未満の場合)又は402単位(所要時間30分以上の場合)を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者又は家族の同意を得ている。</li> <li><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当している。</li> <li>① 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</li> <li>② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</li> <li>③ その他利用者の状況等から判断して、上記の要件に準ずると認められる場合</li> <li><input type="checkbox"/> 単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。また、両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であること。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注4の(1) 予費別表の2の注3の(1) 居留第二の4の(10) 予留第二の3の(9)
複数名訪問加算 (II)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の要件を満たして、1回につき201単位(所要時間30分未満の場合)又は317単位(所要時間30分以上の場合)を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者又は家族の同意を得ている。</li> <li><input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当している。</li> <li>① 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</li> <li>② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</li> <li>③ その他利用者の状況等から判断して、上記の要件に準ずると認められる場合</li> <li><input type="checkbox"/> 単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。訪問看護を行う一人が看護師等であり、同時に訪問する一人が看護補助者であること。また、訪問看護補助者は、訪問看護事業所に雇用されていること。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注4の(2) 予費別表の2の注3の(2) 居留第二の4の(10) 予留第二の3の(9)

<p>10 1時間30分以上の(介護予防)訪問看護への加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態)に対して、所要時間1時間30分以上の指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき300単位を所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <p>「厚生労働大臣が定める状態」・・・次のいずれかに該当する状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</li> <li>ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</li> <li>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している場合</li> <li>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</li> <li>ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注5 予費別表の2の注4 居留第二の4の(11) 予留第二の3の(10)</p>
<p>11 特別地域訪問看護加算 ※算定届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在する場合に、その看護師等が指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携している場合は1月につき)所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> <li><input type="checkbox"/> サテライト事業所のみが加算該当地域の場合は、当該サテライトのみ加算。</li> <li><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注7 予費別表の2の注6 居留第二の4の(13) (参照居留第二の2の(16)) 予留第二の3の(12)</p>
<p>12 中山間地域等小規模事業所加算 ※算定届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所又はその一部として使用される事務所が加算該当地域に所在しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> <li><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照</li> <li><input type="checkbox"/> 11「特別地域訪問看護加算」と同時に算定することはできない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度実績(3月を除く)について、訪問看護事業所については1月当たり延訪問回数が100回以下であること、介護予防訪問看護事業所について1月当たり延訪問回数が5回以下であることを確認しているか。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 前年度実績が6月に満たない事業所は、前3月の平均により届け出ること。(新規、再開事業所は4月目から届出可能となる。)</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注8 予費別表の2の注7 居留第二の4の(14) (参照居留第二の2の(17)) 予留第二の3の(13) (参照予留第二の2の(5))</p>

13 中山間地域に居住する利用者へのサービス提供加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算該当地域に居住する利用者に対して、事業所の運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えて、指定(介護予防)訪問介護を行った場合には、1回につき(介護予防訪問介護を行った場合には1月につき)所定の単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まない。</li> <li><input type="checkbox"/> 加算該当地域は「介護保険制度における山口県の中山間地域」(かいごへるぶやまぐちの指定等の手引きに掲載)参照</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注9 予費別表の2の注8
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算を算定した場合に、利用者から別途交通費の支払いを受けていないか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(15) (参照居留第二の2の(18)) 予留第二の3の(14) (参照予留第二の2の(6))
14 緊急時(介護予防)訪問看護加算 ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の要件を満たして、1月につき574単位(訪問看護ステーション)または315単位(医療機関)を所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者の同意を得ている。</li> <li><input type="checkbox"/> 24時間連絡体制にあり、対応可能な職員体制(複数対応、最低2人以上)であること。(訪問看護ステーション)</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3の注10 予費別表の2の注9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該加算を請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)② 予留第二の3の(15)②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を行った場合は、居宅(介護予防)サービス計画の変更を行っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定できる。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)③ 予留第二の3の(15)③
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加算を算定している利用者に対して緊急時訪問を行った場合、早朝・夜間、深夜加算を算定していないか。</li> <li>〔ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については算定する。〕</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時(介護予防)訪問看護加算は、1人の利用者につき1ヶ所の事業所に限り算定できる加算であるため、利用者が他の事業所から同加算に係る訪問看護を受けていないか確認しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居留第二の4の(16)④ 予留第二の3の(15)④

<p>15 特別管理加算 ※算定届出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態)に対して、計画的な管理を行った場合に加算しているか。</li> </ul> <p>加算Ⅰ(1月につき500単位)の「厚生労働大臣が定める状態」</p> <p>イ →自己点検表17ページ10参照</p> <p>加算Ⅱ(1月につき250単位)の「厚生労働大臣が定める状態」</p> <p>ロ</p> <p>ハ →自己点検表17ページ10参照</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p><input type="checkbox"/> 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに 医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこと。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注11 予費別表の2の注10 居留第二の4の(17) 予留第二の3の(16)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理加算は、1人の利用者につき1ヶ所の事業所に限り算定できる加算であるため、利用者が2ヶ所以上の事業所から(介護予防)訪問看護を利用する場合には、事業所相互の合議により分配しているか。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居留第二の4の(17)③ 予留第二の3の(16)③</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 当該加算を請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算及び医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できない。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居留第二の4の(17)② 予留第二の3の(16)②</p>

<p>16 ターミナルケア加算 ※算定届出が必要 (居宅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して訪問看護を行っているにあっては、1日)以上ターミナルケアを行っている(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)場合に、死亡月につき2,000単位を算定しているか。 「厚生労働大臣が定める状態」 イ →自己点検表13ページ1「厚生労働大臣が定める疾病等」参照</li> <li>□ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態</li> <li>□ 在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。</li> <li>□ 訪問看護においてターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等は算定可</li> <li>□ 1人の利用者に対し、1ヶ所の事業所に限り算定できる。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、以下の基準に適合しているか。</li> <li>□ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、必要に応じて指定訪問看護を行うことができる体制を整備している。</li> <li>□ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルを行っていること。</li> <li>□ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しているか。</li> <li>□ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録</li> <li>□ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録</li> <li>□ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18)</p>

<p>16 ターミナルケア加算 (つづき) ※算定届出が必要 (居宅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他サービスや他保険制度との関係は適切か。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できない。</li> <li><input type="checkbox"/> 一の事業所で医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施したときは、最後に実施した制度において算定する。 (※厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。)</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注12 居留第二の4の(18)</p>
<p>17 主治の医師の特別な指示があった場合の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定(介護予防)訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していないか(医療保険で算定しているか)。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注13 予費別表の2の注11</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する事業所にあつては、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く)が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、指示の日数に応じて1日につき97単位を減算しているか。</li> </ul>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3の注14</p>
<p>18 サービス種類相互の算定関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が次のサービスを受けている間に、訪問看護費を算定していないか。</li> <li><input type="checkbox"/> 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護を行う場合)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p>	<p>居費別表の3の注15</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が次のサービスを受けている間に、介護予防訪問看護費を算定していないか。</li> <li><input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p>	<p>予費別表の2の注12</p>

19 初回加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に(介護予防)訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定(介護予防)訪問看護を行った日の属する月に指定(介護予防)訪問看護を行った場合に算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 「新規に」とは、利用者が過去2月間(暦月)に当該指定(介護予防)訪問看護事業所から指定(介護予防)訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合をいう</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のニ 予費別表の2のハ 居留第二の4の(21) 予留第二の3の(19)
20 退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所、老健施設又は介護医療院に入院(所)中の者が退院(所)するに当たり、看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に当該者の退院(所)後初回の訪問看護を実施した場合に算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 特別な管理を必要とする利用者(→自己点検表19ページ10参照)に対しては、2回の算定が可能。</li> <li><input type="checkbox"/> 初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。</li> <li><input type="checkbox"/> 退院時共同加算を介護保険で請求した場合は、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における退院時共同指導加算は算定できない。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のホ 予費別表の2のニ 居留第二の4の(22) 予留第二の3の(20)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
21 看護・介護職員連携強化加算 (居宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの場合に算定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等と同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合。(訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は算定できない。)</li> <li><input type="checkbox"/> 医療者に対する安全なサービス提供体制や連携体制確保のための会議に出席した場合</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のへ 居留第二の4の(23)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護員等と同行した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録しているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	

22 看護体制強化加算 (I) ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、緊急時(介護予防)訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、特別看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上である。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のト(1) 居留第二の4の(24)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の体制について当該加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 所定の基準を維持しているか、その割合及び人数について、台帳等により毎月記録している。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
看護体制強化加算 (II) ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、緊急時(介護予防)訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、特別看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上である。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上である。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	居費別表の3のト(2) 居留第二の4の(24)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の体制について当該加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 所定の基準を維持しているか、その割合及び人数について、台帳等により毎月記録している。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
介護予防看護体制 強化加算 ※算定届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、以下の基準のいずれにも適合しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、緊急時(介護予防)訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である。</li> <li><input type="checkbox"/> 算定日が属する前6月において、利用者の総数のうち、特別看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上である。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	予費別表の2のホ 予留第二の3の(21)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等が、当該加算の内容について、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の体制について当該加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 所定の基準を維持しているか、その割合及び人数について、台帳等により毎月記録している。</li> </ul>	はい・いいえ ・非該当	

	<p>※ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居留第二の4の(24) 予留第二の3の(21)</p>
<p>23 サービス提供体制強化加算 ※算定届出が必要</p>	<p>・ 事業所の体制について当該加算が算定されなくなる状況が生じた場合には直ちにその旨を届出ているか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>居費別表の3のチ 居留第二の4の(25) (参照居留第二の3の(7)①～⑥) 予費別表の2のへ 予留第二の3の(22) (参照予留第二の2の(7)①～⑥)</p>
	<p>・ 全ての看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 年度の途中で加算開始の届出をする場合は、届出を行うまでに計画を策定することで差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 各看護師等に応じた内容とし、画一的なものとならないこと。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 全ての看護師等が参加すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 会議の開催状況について、概要を記録すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を、その変化の動向を含め、記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者のADLや意欲の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望</p> <p><input type="checkbox"/> 家族を含む環境</p> <p><input type="checkbox"/> 前回のサービス提供時の状況</p> <p><input type="checkbox"/> その他サービス提供に当たって必要な事項</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 健康診断等については、全ての看護師等が、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しているか。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
	<p>・ 看護師等のうち勤続年数3年以上の者の割合が100分の30以上か。</p> <p><input type="checkbox"/> 前年度又は前3月の実績の平均について、常勤換算方法により算出。</p> <p><input type="checkbox"/> 各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	
<p>24 医療保険と介護保険の給付調整</p>	<p>・ 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合については、医療保険から行われるものであるが、この場合に、介護保険の緊急時訪問看護加算及び医療保険の24時間対応体制加算を同月中に同時に算定していないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の緊急時(介護予防)訪問看護加算及び 医療保険の24時間対応体制加算の同月における同時算定は不可。また、特別管理加算、看護・介護職員連携強化加算、ターミナルケア加算も同様の給付調整がある。</p>	<p>はい・いいえ ・非該当</p>	<p>医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について(平成18年4月28日老老発第0428001号)</p>

第6 居宅療養管理指導(訪問看護ステーション)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 運営全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運営基準に基づいて適正に運営しているか。               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援(介護予防支援)事業者等に対する居宅サービス(介護予防サービス)計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービス(介護予防サービス)の利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言を行うこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</li> <li><input type="checkbox"/> それぞれの利用者について、提供した指定(介護予防)居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援(介護予防支援)事業者に報告すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 訪問看護ステーションの居宅療養管理指導は、平成30年9月30日で廃止となる。</p>	はい・いいえ 指定なし	居基第84条～第91条 予基第87条～第95条

